

農業経営における第三者継承の 意義と進め方

清水中小企業診断士事務所
中小企業診断士

清水 康雄

2020年に農林水産省が行った経営継承の意向調査では、60歳代の認定農業者（家族経営）で「後継者が決まっている」との回答は40・1%にとどまり、残り約60%は「決まっていない」「後継者がいないので継承しない」等でした。改めて、後継者不足が深刻化していることが浮き彫りになっています。

長らく、親族内での経営継承が一般的でしたが、子の一般企業への就職などをきっかけに、親族だけではなく第三者への継承を検討する農業経営者が増えてきています。しかし第三者継承は、農家、農業関係者ともに不慣れなことが多く、実現するためには経営を移譲する側、移譲を受ける側の相互の信頼関係の構築や、家族や地域も含めた関係者の理解と支援等が不可欠となります。

今回は、このような第三者継承の意義と進め方について解説します。

1 第三者継承の意義と親族継承との相違点

農業経営の第三者継承とは、経営を移譲する農家等の農地、農業施設・機械等の有形資産と農業技術、経営ノウハウ、販路等の無形資産を、親族以外の第三者に移譲することで農業経営を継承する手法です。

既存農家の経営基盤のすべてを引き継ぐことができるため、移譲を受ける側は農地等を新規に取得してスタートする独立就農と比較すると、早期に安定経営の確立が可能です。移譲する側も後継者にふさわしい人を選ぶことができ、自家の農業の有形・無形の資産を無駄にしないで次世代へ引き継ぐことができます。また、地域に若者等の定住を促す効果も期

【図表1】 第三者継承の親族継承との相違点

	親族内継承	第三者継承
継承相手	息子など親族	●新規就農者、雇人・法人の従業員、他の農業法人など
有形資産の継承	相続、生前贈与など	●売買または賃借 ●法人は株式譲渡など
無形資産の継承	自家就農で継承など	●就農支援組織での就農研修、移譲する農家での雇用など

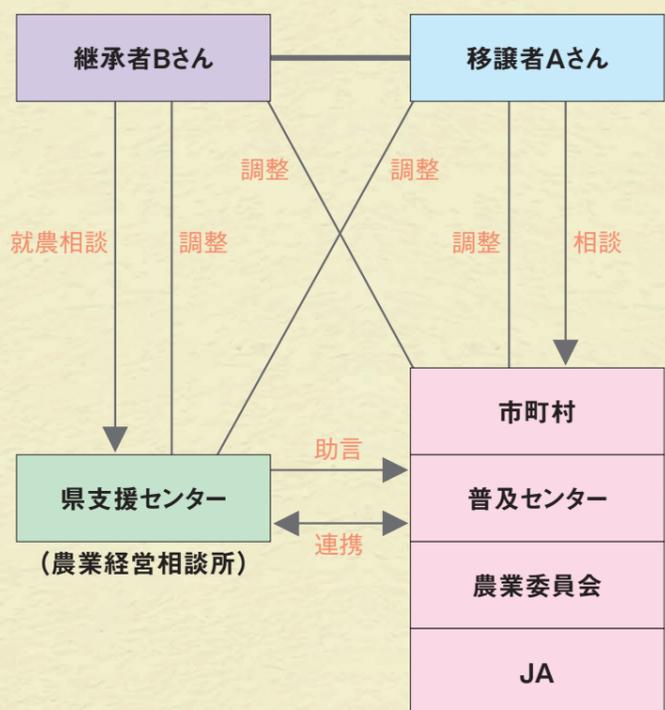
待できます。

第三者継承は、新規就農者への継承のほか、雇人や法人の従業員等への継承、農業法人への継承などが考えられますが、従来の親族継承との違いを整理すると**図表1**のとおりとなります。

2 第三者継承の実現に向けた課題

第三者継承は、移譲を受ける側の負担が少ない継承方法ですが、移譲者との信頼関係の構築や地域の理解・受入が重要な課題となります。このため、第三者継承では、移譲を受ける側が移譲する農家で農業の実務経験を重ねる等で信頼関係を構築するとともに、当事者間だけの問題にしないで地域をあげた理解・周知、就農の支援、実際の継承支援などが

【図表2】 継承支援にかかる概念図



重要となります。これまで以上に、行政、普及センター、農業委員会、JAなど関係機関の関与と支援が不可欠です。

3 第三者継承の事例紹介

第三者継承は、酪農などで後継者のいない牧場を相次いで譲り受けて地域を超えた大規模経営体となる事例もみられますが、耕種農業ではまだまだ実績は多くありません。

ここでは、農業からの引退を考えた農家が積極的に第三者継承相手を探し出して、相互の信頼関係のもとで継承を実現させた事例を紹介します。

ハウスで野菜の周年栽培を行うAさんは、若い頃から「農業に引退があってもよい」と考えて、就農希望の研修生を何度も受け入れて継承のマッチングを試みしました。そのなかで、研修生の一人であるBさんの人柄や資質を見込み、継承の話を持ちかけました。Bさんご夫婦に経営収支を開示して経営内容を理解してもらうとともに、2年間の研修期間中に栽培ノウハウを伝え、販売先や資材購

入先も引き継ぎました。また、普及指導員とJAの支援を受けて、農地・施設の賃借、商号・販売先・パートの引き継ぎ、万が一Bさんが離農する場合のハウス等の処置などを取り決めた合意書を作成して、経営継承を実現しました。

4 有形・無形資産の継承方法

(1) 栽培ノウハウ、販路等
栽培ノウハウは、移譲者のもと雇用等で実務体験を積むケースが多くみられます。販路では、移譲者の販路の継承に加えて、独自の販路をJA等の支援で開拓することも考えられます。

また、移譲を受ける側が地域の信頼を得て受け入れられるよう、JA等関係者が橋渡し役を務めて、地域の行事に参加を促す等の定着支援も必要となります。

(2) 農地や農機など

農地、農機具等は賃借か売買となりますが、継承者の負担を考慮して賃借となるケースが多いようです。減価償却済の農機具等は、無償譲渡というケースもあります。